

## 〔大学史資料センター彙報〕二〇二二年度下半期

※二〇二二年一月から二〇二二年三月まで

### 一 展示

二〇二二年度秋季企画展は開催を中止した。

なお文化推進部所管施設としての(旧)歴史館における展示報告は、『早稲田大学文化推進部年報』に記載がある。

### 二 刊行物

(一) 『早稲田大学史記要』第五三巻 通巻第五七号

二〇二二年二月二八日発行

A5判、一六四頁、二〇〇部

なお大学史資料センターに事務局を設置する早稲田大学百五十年史編纂委員会が編纂した刊行物は次の通り。

『早稲田大学百五十年史』第一巻

二〇二二年三月三十一日発行、初刷一四〇〇部

A5判 カラー口絵一六頁、本文一五五三頁

### 三 移管・寄贈資料

(一) 移管 三件

(二) 寄贈 七件

### 四 レファレンス

研究者・学内各箇所等から資料利用(閲覧・複写・転載)の申請が多数あった。

### 五 協力事業

(一) 佐賀県立佐賀城本丸歴史館への資料貸出 一件

(二) 文化推進部への資料貸出 二件

(三) 會津八一記念博物館への資料貸出 一件

### 六 所長・運営委員

(一) 所長 渡邊義浩(文学学術院教授・理事)

(二) 運営委員(二〇二二年一月二六日現在)

大学史資料センター規程第8条一号に基づく

理事(文化推進部門総括)

大学史資料センター規程第8条二号に基づく

政治経済学術院教授

法学学術院教授

文学学術院教授

教育・総合科学学術院准教授

商学学術院教授

渡邊 義浩

仲内 英三

下田 啓

飯山 知保

野口 穂高

清水 洋

理工学術院教授 森 達哉

社会科学総合学術院教授 稲生 信男

人間科学学術院准教授 加藤 茂生

スポーツ科学学術院教授 石井 昌幸

国際学術院教授 早瀬 晋三

大学史資料センター規程第8条三号に基づく

校友会 常任幹事 鈴木 義秀

大学史資料センター規程第8条四号に基づく

大学史資料センター研究調査員 法学学術院教授

和仁 かや

大学史資料センター研究調査員 文学学術院教授

沖 清豪

大学史資料センター規程第8条五号に基づく

大学史資料センター所長 文学学術院教授 渡邊 義浩

教務部長 理工学術院教授 本間 敬之

図書館長 法学学術院教授 ローリーゲイ

會津八一記念博物館長 文学学術院教授 肥田 路美

文化推進部長 法学学術院教授 首藤佐智子

総務部長 金子 太郎

大学史資料センター事務長 鈴木 護

## 〔歴史館彙報〕

大学史資料センター（箇所）と歴史館（施設）は、二〇二二年四月一日、早稲田大学歴史館（箇所）へ改組改称された。今号の彙報では、館長及び運営委員、関連規約を掲載することとし、二〇二二年度の事業報告は次号に掲載する。

## 一 館長・運営委員

(一) 館長 渡邊義浩（文学学術院教授、理事（二〇二二年九月二〇日まで）、常任理事（二〇二二年九月二二日から））

(二) 運営委員（二〇二二年一月二〇日現在）

歴史館規則第9条一号に基づく

常任理事（文化推進部門総括） 文学学術院教授

渡邊 義浩

歴史館規則第9条二号に基づく

政治経済学術院教授 本野 英一

法学学術院教授 下田 啓

文学学術院教授 伊川 健二

教育・総合科学学術院教授 野口 穂高

商科学学術院教授 清水 洋

理工学術院教授 桐村光太郎

社会科学総合学術院教授 ゲイルカーティス アンダーソン

人間科学学術院教授 原 知章

スポーツ科学学術院教授 石井 昌幸

国際学術院教授 黒田 一雄

歴史館規則第9条三号に基づく

校友会 常任幹事 鈴木 義秀

歴史館規則第9条四号に基づく

歴史館研究調査員 法学学術院教授 和仁 かや

歴史館研究調査員 文学学術院教授 沖 清豪

歴史館規則第9条五号に基づく

歴史館館長 文学学術院教授 渡邊 義浩

歴史館副館長 文学学術院教授 真辺 将之

教務部長 法学学術院教授 大場 浩之

図書館長 法学学術院教授 ローリーゲイ

會津八一記念博物館長 文学学術院教授 肥田 路美

文化推進部長 法学学術院教授 首藤佐智子

総務部長 金子 太郎

歴史館事務長 鈴木 護

## 二 関連規約

歴史館規則（1998年5月21日規約第98―6号）

（設置および名称）

第1条 本大学に歴史館を置く。

## (目的)

第2条 歴史館は、本大学の歴史(過去、現在および未来)および本大学開学以来の関連する歴史に係る資料(以下「資料」という。)を収集、調査分析し、ならびに創設者大隈重信および関係者の事蹟を明らかにし、この成果を将来に伝承するとともに、展示などにより広く社会に公開すること、本大学の建学の精神および存在意義の発信、早稲田らしさと誇りの醸成の実現および研究教育の向上発達に寄与することに加え、比較大学史研究を通じて、本大学の発展に資することを目的とする。

## (業務)

第3条 歴史館は、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- 一 資料の収集、整理、保存および記録
- 二 資料の調査分析および研究
- 三 資料の公開ならびに調査分析および研究の成果の展示
- 四 講演会、公開講座およびシンポジウム等の開催
- 五 レファレンスサービスなどを通じた本大学の歴史に対する理解の増進およびレファレンスルームに関する事項
- 六 その他第2条の目的達成に必要な事項

## (館長)

第4条 歴史館に、館長1人を置く。

## (館長の職務)

第5条 館長は、歴史館の業務を統括し、歴史館を代表する。

2 館長は、毎年度の終りに、当該年度の業務経過および次年度の業務計画を大学に報告し、承認を得なければならない。

3 業務計画を変更したときも前項と同様とする。

## (館長の嘱任)

第6条 館長は、本大学の教職員のうちから、大学が嘱任する。

## (館長の任期)

第7条 館長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 館長が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (副館長)

第8条 館長を補佐するために、副館長を置くことができる。

2 副館長は、館長の推薦に基づき、大学が嘱任する。

3 副館長の任期は、館長の任期に従う。ただし、再任を妨げない。

4 副館長は、館長が欠けたときまたは館長に事故があるときは、その職務を代行する。

## (運営委員の嘱任)

第9条 歴史館に運営委員若干人を置き、次の区分により大学が嘱任する。

- 一 文化推進を担当する理事
- 二 各学術院から推薦された専任教員 各1人
- 三 校友会代表幹事または常任幹事のうちから校友会長の推薦する者 1人
- 四 歴史館の研究調査員のうちから館長の推薦する者 若

千人

五 館長、副館長、図書館長、會津八一記念博物館長、教務部長、文化推進部長、総務部長および事務長は、職務上運営委員とする。

(運営委員の任期)

第10条 前条第2号から第4号までに規定する運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の運営委員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残存期間とする。

(運営委員会およびその権限)

第11条 運営委員は、運営委員会を組織し、次の事項を議決する。

- 一 歴史館の事業計画に関する事項
- 二 歴史館の予算および決算に関する事項
- 三 顧問、研究調査員、任期を定めて嘱任した講師（以下「講師（任期付）」という）、助教および助手の任免に関する事項
- 四 運営委員会の運営方針に関する事項
- 五 大学または館長から付議された事項
- 六 その他歴史館に関する重要事項

(運営委員会の運営)

第12条 運営委員会は、館長が招集し、その議事を整理する。

(運営委員会の定足数)

第13条 運営委員会は、運営委員の過半数の出席がなければ開

くことができない。

2 前項の規定にかかわらず、第11条第3号の議決は、運営委員の3分の2の出席を要する。

3 定足数の算定に当たっては、外国出張中の者、休職中の者および病氣その他の理由により引き続き2月以上欠勤中の者は、運営委員の数に算入しない。

(運営委員会の議決)

第14条 運営委員会の議決は、出席運営委員の過半数による。

2 運営委員会の決議は、大学の承認を得て、その効力を生ずる。

(歴史館運営協議会)

第15条 歴史館の展示運営に関し、必要な事項を協議するため、運営委員会の下に、歴史館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の職務)

第16条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- 一 歴史館展示の管理および運営に係る基本方針に関する事項
- 二 歴史館展示の管理および運営の方法ならびにその体制に関する事項
- 三 展示の追加および更新に関する事項
- 四 企画展示に関する事項
- 五 その他展示運営に係る重要事項
- 六 その他協議会が必要と認めた事項

## (協議会の構成)

第17条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 一 文化推進を担当する理事
- 二 文化推進部長、広報室長、坪内博士記念演劇博物館長および會津八一記念博物館長
- 三 館長および副館長
- 四 文化推進部事務部長

## (協議会委員長)

第18条 協議会に協議会委員長1人を置き、前条第3号に規定する委員のうち、館長をもって充てる。

2 協議会委員長は、協議会を招集し、議事を整理する。

## (協議会の運営)

第19条 協議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができな

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数によつて決する。

3 協議会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (顧問)

第20条 歴史館には、必要に応じて顧問若干人を置き、業務遂行上の協力を求めることができる。

2 顧問は、館長の推薦により大学が嘱任する。

## (研究調査員)

第21条 歴史館に研究調査員若干人を置く。

2 研究調査員は、次の区分により大学が嘱任する。

一 本大学の教職員のうちから館長の推薦する者

二 本大学の教職員以外の研究者のうちから館長の推薦する者

## (研究調査員の任期)

第22条 研究調査員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

## (研究調査員の任務)

第23条 研究調査員は、資料の収集、整理、保存、調査、研究およびその他歴史館から付託された業務に従事する。

2 館長は、研究調査員に対して、必要に応じ業務に関する報告を求めることができる。

## (講師(任期付))

第24条 歴史館に、歴史館を本属とする講師(任期付)若干人を置くことができる。

## (助教)

第25条 歴史館に、歴史館を本属とする助教若干人を置くことができる。

## (助手)

第26条 歴史館に助手若干人を置くことができる。

2 助手は、館長の命を受けて、研究、調査その他歴史館の事業に従事する。

## (助手規程の準用)

第27条 早稲田大学助手規程(1952年教務達第1号)第3条から第11条まで(第5条の2を除く。)の規定は、歴史館

の助手に準用する。この場合において、同規程の規定は、次のとおり読み替えるものとする。

一 第4条第1項および第3項中「学術院長」とあり、第5条中「所属の学術院長」とあるのは「館長」

二 第3条、第4条、第5条の2、第9条および第10条中「教授会」とあるのは「運営委員会」

三 第5条の2および第11条中「各学術院」とあるのは「歴史館」

(事務組織)

第28条 この歴史館に関する事務組織は、早稲田大学事務組織規則(1987年庶文達第20号の1)をもって別に定める。

(会計年度)

第29条 歴史館の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

(経費)

第30条 歴史館の事業費は、大学からの交付金、寄附金、補助金ならびに研究、教育および調査等の受託収入その他の収入をもってこれに充てる。

(会計処理)

第31条 歴史館の会計は、一般会計および特別会計をもって処理する。

2 研究、教育、調査等の受託に係る収支は、特別会計をもって処理し、その他は一般会計をもって処理する。

(収支の予算)

第32条 館長は、毎年度の終わりに、次年度の収支予算案を作成し、運営委員会の議を経て、大学の承認を得なければならぬ。

(収支の決算)

第33条 館長は、毎年5月末日までに、前年度の収支決算書を作成し、運営委員会の議を経て大学の承認を得なければならぬ。

(事業計画)

第34条 館長は、毎年度の終わりに、当該年度の事業の経過および次年度の事業計画を大学に報告し、その承認を得なければならぬ。事業計画を変更したときも同様とする。

附則(抄録)

附則(2022年1月7日規約第21—61号の8)

(施行期日)

1 この規則は、2022年4月1日から施行する。

(館長の任期の特例)

2 この規則施行後の歴史館規則(以下「改正後規則」という。)第6条の規定により最初に嘱任される館長の任期は、改正後規則第7条第1項本文の規定にかかわらず、2022年9月20日までとする。

附則「整理」(2022年2月3日規約第21—76号)

この規則は、2022年4月1日から施行する。

附 則 「整理」(2022年5月25日規約第22―7号)  
この規則は、2022年5月25日から施行する。